

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和7年11月21日

国登録有形文化財（建造物）の新規登録について
（越谷市・林泉寺本堂など6件）

（同時発表：文部科学記者会）

国の文化審議会（会長：島谷^{しまたに} 弘幸^{ひろゆき}）は、令和7年11月21日（金曜日）開催の同審議会文化財分科会における審議・議決を経て、越谷市増林3818に所在する「林泉寺本^{りんせんじほん}堂^{どう}」、「林泉寺子安観音堂^{りんせんじこやすかんのんどう}」、「林泉寺鐘楼堂^{りんせんじしょうろうどう}」、「林泉寺地藏堂^{りんせんじじぞうどう}」、「林泉寺表門^{りんせんじおもてもん}（赤門^{あかもん}）」、「林泉寺脇門（黒門^{くろもん}）」を新たに登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

この結果、後日行われる官報告示を経て、県内の登録有形文化財（建造物）は230件になります。

1 林泉寺本堂^{りんせんじほんどう} 1棟

- （1）建設年代：延宝元年（1673）頃
- （2）登録基準：二 造形の規範となっているもの
- （3）主な特徴：林泉寺の本堂。境内東寄りに西面して建つ入母屋造^{いりもやづくり}、檼^{さん}瓦^{さん}葺^きで正面^{こうはい}に一間向拝^{こうはい}を付しています。平面は前方^{げじん}を外陣、後方中央を内陣、両側を脇陣とし、内陣に禅宗様の須弥壇を配し、格天^{ごうてん}井^{しょう}に草花の彩色画を華やかに飾っています。

2 ^{りんせん じ こ やすかんのんどう} 林泉寺子安観音堂 1棟

- (1) 建設年代：宝暦12年（1762）
- (2) 登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (3) 主な特徴：本堂西方に南面して建つ観音堂です。^{けたゆき}桁行三間、^{はりま}梁間三間、^{いりもや}入母屋造^{つくりさんかわらぶき}棧瓦葺で、銅板葺の一間向拝を切下げて付し、四周に^{えん}縁を廻しています。台^{だい}輪上に^{みつど}三斗を組み、^{ふたのきしげたるき}軒は二軒繁垂木。内部は一室の^{さおぶち}畳敷で^{さおぶち}棹縁天井を張り、背面側に^{ずし}仏壇を構え、^{ずし}厨子に納めた子安観音立像を安置しています。全体に当初の形式を良く残した建物です。

3 ^{りんせん じ しょうろうどう} 林泉寺鐘楼堂 1棟

- (1) 建設年代：延享5年（1748）
- (2) 登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (3) 主な特徴：本堂の南西に位置する鐘楼堂です。^{きりいしづ}切石積み^{きだん}基壇に建つ方一間、^{いり}入母屋造^{つくりさんかわらぶき}棧瓦葺で、面取りした角柱を四方^{こしぬき}転びに立て、^{うちのりぬき}腰貫、^{かしらぬき}内法貫、^{かしらぬき}頭貫で固め、^{だいわ}台輪を廻しています。^{えようひじき}組物は^{みつとぐみ}絵様肘木に三斗組を重ねた特徴的な形式で、^{なかぞなえ}中備は^{かえるまた}臺股、^{ふたのきしげたるき}軒は二軒繁垂木。落ち着いた外観が境内の景観を形成しています。

4 ^{りんせん じ じぞうどう} 林泉寺地藏堂 1棟

- (1) 建設年代：江戸時代後期
- (2) 登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (3) 主な特徴：境内西方に南面して建つ地藏堂です。^{ほうぎようつくりさんかわらぶき}三間四方宝形造^{つくりさんかわらぶき}棧瓦葺で

柱間は正面中央間を広くし、三方に縁^{えん}を廻らしています。軸部は角柱で桁を直接
支え、軒^{ひとのきしげたるき}は一軒繁垂木。内部は板敷の一室で棹縁天井^{さおぶち}を張り、背面側に通しの
仏壇を構え厨子^{ずし}に納めた地藏菩薩坐像を安置しています。

5 林泉寺表門（赤門） 1棟

- (1) 建設年代：宝暦6年（1756）
- (2) 登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (3) 主な特徴：本堂の西方に西面して建つ一間一戸の四脚門^{しきやくもん}。切妻造 棧瓦葺^{きりづまづくりさんかわらぶき}
で、主柱は五平柱^{ごひらばしら}とし、軸部は腰貫^{こしぬき}、内法貫^{うちのりぬき}、頭貫^{かしらぬき}で固めています。棟通り
は「扇に日の丸」の浮彫^{うきぼり}をあしらった墓股^{かえるまた}や、吹寄菱格子^{ふきよせひしごうし}で飾るなど意匠上の
見所となっています。全体を朱塗としていることから、赤門と称されています。

6 林泉寺脇門（黒門） 1棟

- (1) 建設年代：江戸末期
- (2) 登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (3) 主な特徴：赤門の南方に西面して建つ一間一戸の薬医門^{やくいもん}。切妻造 棧瓦葺^{きりづまづくりさんかわらぶき}で、
主柱間、控柱間に桁を渡して梁を架け、梁上の束で棟木を受け、梁の前後で軒桁^{のきげた}
を受けています。軒は一軒疎垂木^{ひとのきまばらだるき}で、門口に板戸を吊っています。地域が黒門
と呼び親しむ脇門です。

○ 林泉寺について

正林山徳泉院林泉寺は、永仁5年（1297）創建と伝えられる寺院です。嘉元2年（1304）の墨書銘を持つ「木造伝正観音菩薩坐像」（県指定有形文化財）のほか、徳川家康が鷹狩りの際に駒を繋いだと伝えられる「林泉寺駒止のマキ」（越谷市指定天然記念物）等多くの文化財が伝わっています。

○ 問合せ先

越谷市教育委員会生涯学習課文化財担当 電話048-963-9315（直通）

【参考】＜登録有形文化財（建造物）とは＞

文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（地方公共団体が指定しているものを除く）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のために措置が必要なものを登録することができます（文化財保護法第57条）。

建設後50年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象となります。

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

登録有形文化財制度は、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴です。

【提供用写真】



林泉寺本堂
正面



林泉寺本堂
内陣



林泉寺子安観音堂
正側面



林泉寺子安観音堂
内部



林泉寺鐘楼堂
正側面



林泉寺鐘楼堂
組物



林泉寺地蔵堂
正面



林泉寺地蔵堂
内部



林泉寺表門（赤門）
正面



林泉寺表門（赤門）
軒裏



林泉寺脇門（黒門）
正面



林泉寺脇門（黒門）
軒裏

* 写真データを御希望の場合は、下記担当までお問合せください。

* クレジットは「埼玉県教育委員会提供」をお願いします。

埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課指定文化財担当

電話：048-830-6981 E-mail: a6910-04@pref.saitama.lg.jp